

高齢者在宅サービスセンターみずほ
(通所介護・介護予防 日常生活支援総合事業)

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人常盤会が設置する高齢者在宅サービスセンターみずほ（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における国基準通所型サービスの事業（以下「指定通所介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護等従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態又は事業対象者（以下「要介護者等」という。）の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護等においては、要介護状態等の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定予防通所事業においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 指定通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

指定予防通所事業、総合事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定通所介護等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 指定通所介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等への情報の提供を行う。

(事業の運営)

第3条 指定通所介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 高齢者在宅サービスセンターみずほ
- (2) 所在地 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎 922 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

通所介護、総合事業における国基準通所型サービス

- (1) 管理者 1名

居宅支援事業所管理者、訪問介護事業所管理者、介護支援専門員と兼務

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護（指定予防通所事業）の実施に関し、事業所の従業者に対し順守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 通所介護等従業者

- ① 生活相談員 1人以上

介護職員と兼務

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護（指定予防通所事業）の利用の申込みに係る調整、利用者の生活向上を図るため適切な相談・援助などを行い、また他の従業者と協力して通所介護計画（通所型サービス個別計画）の作成などを行う。

- ② 介護職員 5人以上

介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

- ③ 機能訓練指導員 1人

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

- ④ 看護職員 1名以上

利用者提供時間を通して一時看護職員が不在な場合、「密接かつ適切な連携」により併設特養の看護職員が対応する

看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

- ⑤ 管理栄養士 1名（特別養護老人ホームと兼務）

- ⑥ 調理員 （特別養護老人ホームと兼務）

利用者の昼食等を調理する。

- ⑦ 運転手

利用者の送迎を行う。

- ⑧ 事務職員等（特別養護老人ホームと兼務）

事務職員等は、通所介護従事者の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日(祝日を含む)とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時15分から午後5時45分

(3) サービス提供時間 午前9時15分から午後16時30分

(指定通所介護等の利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

2 定員 35人

(指定通所介護等の提供方法、内容)

第7条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画、介護予防(総合事業)サービス計画又は介護予防ケアマネジメント(以下「居宅サービス計画等」等)に基づいて、サービスを行うものとする。

ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者に必要なサービスを提供する。

2 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供し、排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護を行う。

3 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供し、衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助を行う。

4 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供し、食事の準備、配膳下膳の一部介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助を行う。

5 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

6 栄養改善に関すること

低栄養状態にある利用者等に対して、栄養食事相談等の栄養改善サービスを行う。

7 口腔ケアに関すること

口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する指導若しくはサービスの提供を行う。

8 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。例) レクリエーション・音楽活動・制作活動・行事的活動・体操

9 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必

要な介護を行う。(ドア to ドア)

10 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(指定居宅介護支援事業所との連携等)

第8条 指定通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者又は地域包括支援センター（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく指定通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護又は介護予防通所介護又は総合事業における国基準通所型サービス（以下「通所介護等」という。）の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、通所介護計画、介護予防通所計画及び総合事業における国基準通所型サービス計画等（以下「通所介護計画等」という。）を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画等を作成する。

2 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。作成した通所介護計画等は、遅滞なく利用者に交付する。

3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 通所介護従事者は、指定通所介護等を提供した際には、その提供日・提供時間・提供した具体的なサービス内容、その他必要な事項を記録する。また、当該指定通所介護等について、介護保険法第41条第6項または法第53条第2項又は法115条の45の3第3項の規程により、利用者に代わって支払いを受ける居宅サービス費の額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(指定通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

第11条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、負担割合証の割合に準ずる額とする。

2 第12条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定通所介護等に要した送迎費については次の額を徴収する。

① 通常の実施地域を超えた地点から片道1kmにつき 100円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章で説明した

上で、支払いに関する同意を得る。

4 指定通所介護等の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、瑞穂町、青梅市、羽村市、武蔵村山市、入間市とする。

(契約書の作成)

第13条 指定通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(衛生管理等及び従事者等の健康管理)

第14条 事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する感染症予防対策委員会を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において従業員に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 通所介護等従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第15条 利用者は指定通所介護等の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所介護等の従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

2 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(緊急時等における対応方法)

第16条 通所介護等従事者等は、指定通所介護等を提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送などの必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録するものとする。

4 事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、

損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震などの災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防などについての責任者を定め、避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	事務長
防災訓練	年 12 回
避難訓練	年 12 回
通報訓練	年 12 回

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(相談・苦情対応)

第18条 事業所は、指定通所介護等の提供に係る利用者及び家族からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、前項の苦情等の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

4 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 事業所は、提供した指定予防通所事業に関し、介護保険第115条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村は行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第19条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行う事が出来るものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者；虐待防止対策委員を置く。

(身体拘束の禁止)

第 21 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 22 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護等の提供を継続的に実施する為の及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故処理)

第 23 条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 5 年間保存する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

4 事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(秘密の保持)

第 24 条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得たお客様またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(地域との連携等)

第 25 条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 26 条 事業所は全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおりに設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 採用時研修 | 採用後 2 か月以内 |
| (2) 継続研修 | 年 2 回以上 |

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人常盤会と高齢者在宅サービスセンターみずほの管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

1. 平成 20 年 2 月 日一部改正 (平成 20 年 2 月 1 日より適用)
2. 平成 21 年 4 月 1 日一部改正
3. 平成 22 年 6 月 1 日一部改正
4. 平成 24 年 4 月 1 日一部改定
5. 平成 27 年 4 月 1 日一部改正
6. 平成 28 年 12 月 1 日一部改正 (平成 28 年 10 月 1 日より遡及適用)
7. 平成 29 年 4 月 1 日一部改正
8. 平成 30 年 4 月 1 日一部改正
9. 令和元年 10 月 1 日一部改正

10. 令和 3 年 4 月 1 日一部改正
11. 令和 4 年 4 月 1 日一部改正
12. 令和 4 年 12 月 1 日一部改正
13. 令和 5 年 3 月 1 日一部改正
14. 令和 6 年 4 月 1 日一部改正